別紙

|  |  |
| --- | --- |
| 要求事項 | 回　答 |
| １．当局は分会との労使慣行を厳守し、労働条件の改変にあたっては、一方的実施は行わないこと。２．執務室の空調・換気・照明等については、日常的な点検を行うとともに、冷暖房運転については、弾力的運用を行うとともに、勤務時間中は適温が保てるよう、職員の健康管理に留意して行うこと。　また、空調機の不具合や修理等、不測の事態が起こった場合は、扇風機やストーブなどの補助器具について、職員の健康管理を最優先に考え必要台数を確保すること。３．庁舎設備・執務環境等に関し以下について要求する。・増加する女性職員数に比して、女性用トイレ個数が少ないことから、女性用トイレを増設すること。・業務（出張）用の携帯電話を軽油引取税課に１台設置すること。４．労働安全衛生（特に新型コロナウィルス感染予防対策含む）の観点から以下について要求する。・全トイレドアをノブ等に触れずに開閉できるものにすること。・引き続き、除菌アルコール等を常備すること。５．一般定期健康診断・特別健康診断（女性検診・人間ドック・情報機器作業等）の充実や受診対象範囲の拡大を図り、職員の健康管理体制を強化すること。６．職員の健康保持・増進および快適な職場環境の形成を図るため、生活習慣病・メンタルヘルス・インフルエンザ及び新型コロナウィルス感染防止等の対策を強化すること。７．庁用自動車等は、点検・整備に努めるなど職場（業務）環境の安全を図ること。また更新時には、安全対策及び事故防止対策を講じること。８．税務手当について、調整額に移行し税務職員の士気高揚と税務行政遂行の水準向上を図り、働き甲斐のある職場を構築すること。 | １．良き労使関係については、今後とも尊重してまいりたい。また、勤務条件に関わる事項については、所要の協議を行ってまいりたい。２．冷暖房の運転については、今後とも、気象状況に応じ弾力的な運転を行うとともに、適正な温・湿度管理に努めてまいりたい。また、空調機の不具合や修理等、不測の事態が起こった場合の扇風機やストーブなどの補助器具については、必要性等について十分に勘案し、本庁とも調整のうえ可能な範囲で対応してまいりたい。３．必要性等について十分に勘案し、本庁とも調整のうえ可能な範囲で対応してまいりたい。４．必要性等について十分に勘案し、本庁とも調整のうえ可能な範囲で対応してまいりたい。５．要求の趣旨については、本庁に伝えてまいりたい。６．今後とも、安全衛生委員会等を活用し、職員の健康管理及び快適な職場環境づくりに努めてまいりたい。 ７．今後とも、庁用自動車等の点検・整備を実施するとともに、更新時の安全対策等については、要求の趣旨を本庁に伝えてまいりたい。８．要求の趣旨については、本庁に伝えてまいりたい。 |